

## 展示委員会規程

### (趣旨)

第1条 当法人定款細則第32条に基づき、展示委員会（以下「委員会」という。）に関する規程を定める。

### (目的)

第2条 委員会は、聖書及び関連資料の収集、展示、聖書普及に必要な啓発活動の実施を目的とする。

### (組織)

第3条 委員会に委員長及び委員10名から12名までをおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

### (委員の選任)

第4条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

### (任務)

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 聖書及び関連資料の収集に関すること
- (2) 聖書の展示に関すること
- (3) 聖書普及に必要な啓発活動の実施に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録は、理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

## セミナー委員会

(趣旨)

第1条 当法人定款細則第32条に基づき、セミナー委員会（以下「委員会」という。）に関する規程を定める。

(目的)

第2条 委員会は、聖書に関連するセミナーの企画立案と実施を目的とする。

(組織)

第3条 委員会に委員長及び委員7名から10名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

(委員の選任)

第4条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

(1) 聖書に関連するセミナーの企画立案、実施に関すること

(2) セミナー講師発掘に必要な情報収集に関すること

(3) セミナー開催を支援する日本聖書協会との連携に関すること

(4) キリスト教主義に基づいた教育機関との連携に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は、理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年3月5日より施行する。（2018年3月5日理事会議決）

## キリスト教の世界委員会

(趣旨)

第 1 条 当法人定款細則第 32 条に基づき、キリスト教の世界委員会(以下「委員会」という。)に関する規程を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、キリスト教の歴史と文化及びキリスト教各教派の信仰理解を深めるための活動の実施を目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会に委員長及び委員 10 名から 12 名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

(委員の選任)

第 4 条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は以下のとおりとする。

(1) キリスト教の歴史と文化の理解を深めるため、研修などを企画立案し、実施に関する事項

(2) キリスト教各教派の信仰理解を深めるための活動に関すること

(3) キリスト教各教派との連携に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は、理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

## イベント委員会

(趣旨)

第1条 本法人定款細則第32条に基づき、イベント委員会(以下「委員会」という。)に関する規程を定める。

(目的)

第2条 委員会は、聖書及び聖書の歴史や文化に関わる理解を深めるためのイベントを企画立案し、これを実施することにより、本法人の運営に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会に委員長及び委員7名から10名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

(委員の選任)

第4条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 聖書及び聖書の歴史や文化に関わる理解を深めるイベントの企画立案、実施に関すること
- (2) 各種イベントを支援する日本聖書協会との連携に関すること
- (3) イベント開催に必要な人材などの情報収集に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

## 聖書リレー朗読委員会

(趣旨)

第 1 条 当法人定款細則第 32 条に基づき、聖書リレー朗読委員会(以下「委員会」という。)に関する規程を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、キリスト教会、キリスト教関係諸団体の関係者が集い、旧約聖書・新約聖書をリレー式に朗読する聖書リレー朗読会を企画立案し、これを実施することによって、キリスト教関係者の一致を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条

委員会に委員長及び委員 5 名をおく。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 職責上、事務局長は委員に就任する。

6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

(委員の選任)

第4条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

(1) 聖書リレー朗読会の企画立案及び実施に関すること

(2) 聖書リレー朗読者の確保のため、キリスト教各教会やキリスト教関係諸団体との協力に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

広報委員会

(趣旨)



第1条 当法人定款細則第32条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）に関する  
規程を定める。

（目的）

第2条 委員会は、当法人の目的に基づく諸活動を理解してもらうための情報の受発信を  
目的とする。

（組織）

第3条 広報委員会に委員長及び委員5名から8名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 事務局長は、職責上、会議に陪席する。
- 7 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

（委員の選任）

第4条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

（任務）

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

- （1）当法人の活動状況を発信するニュースレター発行に関すること
- （2）当法人に関連した様々な活動の情報収集に関すること

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

## 財務委員会

(趣旨)

第1条 当法人定款細則第32条に基づき、財務委員会（以下「委員会」という。）に関する  
規程を定める。

(目的)

第2条 委員会は、当法人の予算執行を管理し、決算及び予算作成の実施を目的とする。

(組織)

第3条

委員会に委員長及び委員4名から7名をおく。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 事務局長は、職責上、会議に陪席する。
- 7 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

#### 第4条

##### (委員の選任)

委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

##### (任務)

第5条 委員会の任務は以下のとおりとする。

- (1) 予算執行状況の定期的管理に関すること
- (2) 財務状況について、監査役員への定期的報告に関すること
- (3) 決算書作成に関すること
- (4) 予算書作成に関すること
- (5) 財政委員会との連絡及び調整に関すること

##### (議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

##### (改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。（2018年3月5日理事会議決）

## 財政委員会

(趣旨)

第 1 条 当法人定款細則第 32 条に基づき、財政委員会（以下「委員会」という。）に関する規程を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、当法人財政の健全性と安定性を確保するための方策を理事会に答申及び提言することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会に委員長及び委員 3 名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 事務局長は、職責上、会議に陪席する。
- 7 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

(委員の選任)

第 4 条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

(1) 当法人の財政について理事会諮問の答申に関すること

(2) 当法人の財政健全化・安定化について調査・検討し、理事会への提言に関すること  
と

(3) 財務委員会との連絡及び調整に関すること

2 委員会は、上記の任務を遂行するために、財務委員会に資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

友の会委員会

(趣旨)

第1条

当法人定款細則第 32 条に基づき、友の会委員会（以下「委員会」という。）に関する規程を定める。

（目的）

第 2 条 委員会は、任意団体「クリスチャンセンター神戸バイブル・ハウス友の会（以下「友の会」という。）」の活動を支援することを目的とする。

（組織）

第 3 条 委員会に委員長および委員 5 名から 8 名をおく。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員会の運営に必要な事項及び委員の分担については別途定める。

（委員の選任）

第 4 条 委員長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。

（任務）

第 5 条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

- （1）当法人を財政支援する友の会会員の勧誘に関すること
- （2）友の会会員の会費徴収に関すること

(3) 当法人を財政的に支援するための行事实施に関する事

(4) 友の会会員相互の交わりを深めるための活動に関する事

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は理事会に提出し、承認を得なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)

## 事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、当法人定款細則第34条項に基づき、当法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 事務局長、事務局次長、事務局員をもって事務局を組織する。

2 事務局長は、原則として毎月2回、事務局会議を招集する。

3 事務局長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、

その職務を代行する。

- 5 事務局長は、職務上の必要に応じて事務局員以外の者を事務局会議に陪席させることができる。

(事務局長等の選任)

第3条 事務局長は、理事長が理事会で諮り、選任する。

- 2 事務局次長、事務局員は、事務局長の推薦に基づき、理事長が理事会に諮って選任する。
- 3 事務局の任務執行のために必要と認めた場合、事務局長は事務局補佐者および事務局補助者を事務局会議に諮ってこれを選任する。任期は1年とし再任は妨げない。

(任務)

第4条 事務局の任務は以下のとおりとする。

- 1 当法人事務所の維持管理に関すること
- 2 理事会決議の執行に関すること
- 3 当法人の財産及び委託された財産管理に関すること
- 4 当法人の会計事務に関すること
- 5 当法人の税務及び職員やパート職員俸給に関する事務に関すること
- 6 当法人事務所に備え置く文書の整備、その他重要書類の管理に関すること
- 7 理事会の事務に関すること
- 8 運営委員会の事務に関すること
- 9 理事会及び各委員会との連絡及び調整に関すること



10 当法人に関係ある情報の収集及び伝達に関すること

(事務局長等の任務)

第5条 事務局長は、事務局を統括する。

2 事務局次長、事務局員は、定められた分掌事務を執行する。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2018年4月1日より施行する。(2018年3月5日理事会議決)